行橋市告示第９６号

行橋市多子世帯の認可外保育施設利用料助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年９月１６日

行橋市長　　工　藤　政　宏

行橋市多子世帯の認可外保育施設利用料助成事業実施要綱の一部を改正する告示

行橋市多子世帯の認可外保育施設利用料助成事業実施要綱（令和７年８月行橋市告示第９９号）の一部を次のように改正する。

第４条中「月額上限４２，０００円」を「法第３０条の１１第２項に掲げる政令で定める基準により算定した額」に改める。

第８条第１項中「多子世帯利用料助成金請求書（様式第３号。以下「請求書」という。）」を「多子世帯利用料助成金請求書（償還払い用）（様式第３号の１）又は多子世帯利用料助成金請求書（法定代理受領用）（様式第３号の２。以下これらを「請求書」という。）」改める。

様式第３号を次のように改める。

様式第３号の１（第８条関係）

請求日　　年　　月　　日

行橋市長

多子世帯利用料助成金請求書（償還払い用）

【　　年　月～　　年　月分請求用】

私は、行橋市多子世帯の認可外保育施設利用料助成事業実施要綱第８条の規定に基づき、助成金の支給について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。
なお、利用料助成金の審査にあたり、次の事項に同意します。

１．申請者と認定子どもが、行橋市内に居住していることを行橋市が住民基本台帳で確認すること。

２．実際に利用していることを行橋市が対象施設に確認すること。

３．利用料の支払い状況を行橋市が対象施設に確認すること。

１．認定保護者(請求者)

フリガナ		認定子どもとの続柄		生年月日	年　月　日
氏　名	印			現住所	電話：

２．認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

生年月日	年　月　日	フリガナ	
年　月　日～　年　月　日の間の住所 ☐ 現住所のとおり　☐ 転入した　☐ 転出した		氏　名	
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入		年　月　日	

３．償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

金融機関名		預金種目	☐ 普通　☐ 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号	
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	

※1　申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市町村指定の委任状を提出してください。

４．認可外保育施設名等

1	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	☐ 月額　　円	☐ 日額　　円	☐ 時間額　　円

※　該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の☐にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

<裏面も記入して下さい>

5．認可外保育施設の利用料の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料（保育料）(a) ※3 ※4	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d)※5	請求額 (cとdを比較して小さい方)
年　月	円	円	円	円
年　月	円	円	円	円
年　月	円	円	円	円

※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（施設からの領収証等）すべて添付して下さい。

※4 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。（小数点以下、切り捨て）

※5 月額上限額は、法第３０条の１１第２項に掲げる政令で定める基準により算定した額。
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
・月途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額：
　法第３０条の１１第２項に掲げる政令で定める基準により算定した額×利用期間が終了・転出日までの日数÷その月の日数
・月途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額：
　法第３０条の１１第２項に掲げる政令で定める基準により算定した額×施設の利用開始日・転入後の認定日からの日数÷その月の日数

様式第３号を様式第３号の１とし、同様式の次に次の１様式を加える。

様式第３号の２（第８条関係）

請求日　　年　月　日

行橋市長　殿

多子世帯利用料助成金請求書（法定代理受領用）

認可外保育施設が認定保護者に代わって多子世帯利用料助成金を代理受領する場合

【　　年　　月分】

私（請求者）は、特定子ども・子育て支援提供者として、子ども・子育て支援法第３０条の１１第３項の規定に基づき、行橋市に居住している施設等利用給付認定保護者に代わり、施設等利用費を下記の通り申請します。

なお、利用料助成金の審査及び支払いにあたり、次の事項に同意します。

１．実際の利用状況等について行橋市が認定保護者に確認すること。

２．利用料の請求・支払い状況を行橋市が認定保護者に確認すること。

３．行橋市の要請・質問等に対応すること。

１．請求者

フリガナ		請求者の住所及び所属団体	
請求者氏名	㊞	請求者の役職名等	

2．施設・事業所名等

フリガナ		所在地 （市外の場合のみ記入）	〒 電話：
施設・事業所名			
フリガナ		所在地 （市外の場合のみ記入）	〒 電話：
施設・事業所の運営団体名			

3．利用費請求金額

請求する年月分	年　月分	請求金額	円

4．多子世帯利用料請求金額の内訳

別紙「多子世帯利用料助成金請求金額内訳書」のとおり

5．振込先（※1）

金融機関名		預金種目	□ 普通　□ 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号	
農協・信用組合	出張所	口座名義（カタカナ）	

※1　請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

別紙

多子世帯利用料助成金請求金額内訳書

【　　年　　月分】

※施設等利用費請求金額の内訳となる認定子ども全員について記入

No.	生年月日	(フリガナ) 認定子どもの氏名	届出保育施設の契約形態・ 契約している利用料　※1	月途中の入退園 ✓及び月途中入園(退園)日を記入	徴収した月額利用料(a)	月額上限額(b) ※2
					請求額(aとbを比較して小さい方)	
	年　月　日		□ 月額契約 □ 時間契約　円 □ 日額契約	□ なし □ 月途中入園(　　日) □ 月途中入園(　　日)	円	円 円
	年　月　日		□ 月額契約 □ 時間契約　円 □ 日額契約	□ なし □ 月途中入園(　　日) □ 月途中入園(　　日)	円	円 円
	年　月　日		□ 月額契約 □ 時間契約　円 □ 日額契約	□ なし □ 月途中入園(　　日) □ 月途中入園(　　日)	円	円 円
	年　月　日		□ 月額契約 □ 時間契約　円 □ 日額契約	□ なし □ 月途中入園(　　日) □ 月途中入園(　　日)	円	円 円
	年　月　日		□ 月額契約 □ 時間契約　円 □ 日額契約	□ なし □ 月途中入園(　　日) □ 月途中入園(　　日)	円	円 円
	年　月　日		□ 月額契約 □ 時間契約　円 □ 日額契約	□ なし □ 月途中入園(　　日) □ 月途中入園(　　日)	円	円 円
	年　月　日		□ 月額契約 □ 時間契約　円 □ 日額契約	□ なし □ 月途中入園(　　日) □ 月途中入園(　　日)	円	円 円
	年　月　日		□ 月額契約 □ 時間契約　円 □ 日額契約	□ なし □ 月途中入園(　　日) □ 月途中入園(　　日)	円	円 円

※1　利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。
（小数点以下、切り捨て）

※2　月額上限額は、法第３０条の１１第２項に掲げる政令で定める基準により算定した額。
月途中で施設の利用が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
・月途中で施設の利用期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額
　法第３０条の１１第２項に掲げる政令で定める基準により算定した額×　利用期間が終了・転出日までの日数÷その月の日数
・月途中で施設の利用が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額
　法第３０条の１１第２項に掲げる政令で定める基準により算定した額×　施設の利用開始日・転入後の施設の利用開始日からの日数÷その月の日数

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和８年１０月１日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現にある従前の様式によって調整した用紙については、当分の間、所要の調整をしてこれを使用することができる。